

# 流域治水の深化に向けて

九州地方整備局

# 流域治水の進捗状況

## ■これまで

### 令和3年3月 流域治水プロジェクト 策定

- ・各機関が実施する施策をとりまとめ

### 令和4年3月 流域治水プロジェクト変更

- ・整備段階ごとのリスクマップ提示(ただし、外水のみ)
- ・様々な評価指標の追加

(課題)

- ・流域治水プロジェクトにより、流域全体像は明らかになったものの、流域内の個別懸案について、関係機関による具体的な流域治水の議論はまだまだ途上。



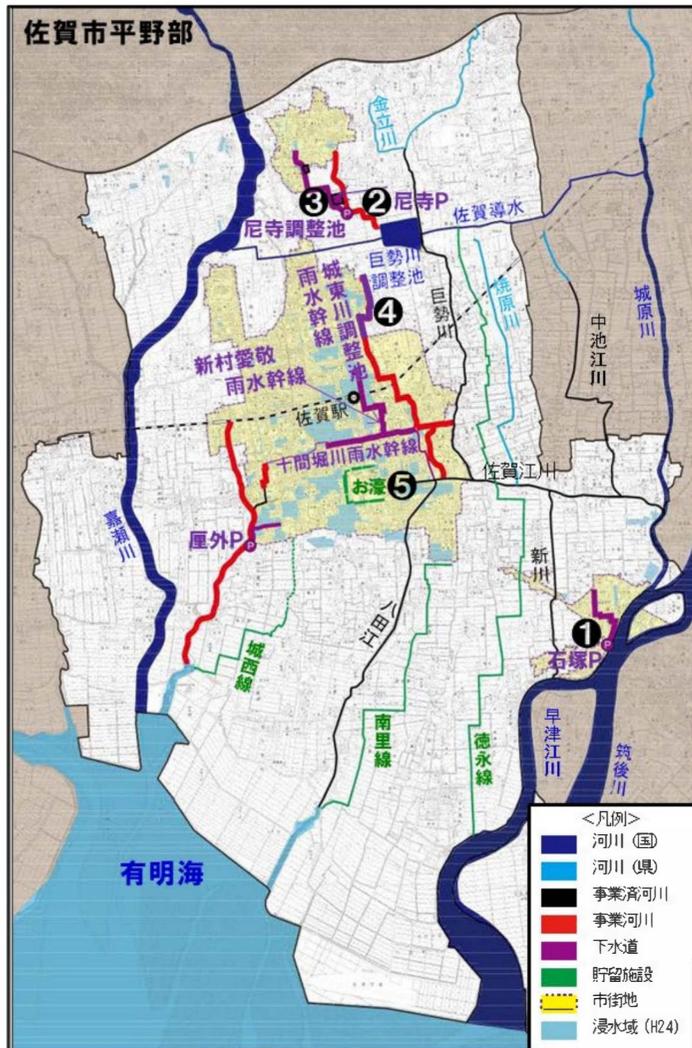
## ■これから

- ①まずは、先行事例を共有して、イメージではなく、具体的な流域治水の内容をイメージする
- ②九州直轄20河川で県・自治体のニーズをもとに、具体的なモデル河川(地区)を設定して、各地で流域治水の具体的な議論をはじめてみる。その状況(課題やノウハウ)を九州内で共有。  
※内水河川をイメージすると分かりやすい



# ①流域治水の先行事例【嘉瀬川(佐賀県佐賀市)】

- 佐賀市では、頻発する浸水被害を軽減するため、「佐賀市排水対策基本計画(R2.6改訂)」に沿って、1/10の雨に対して、浸水深10cm以上の浸水面積を50%減とするための、ハード対策とソフト対策に取り組んでいる。
- 河川における対策として、雨水ポンプ場の整備を実施する他、流域における対策として、佐賀城跡お濠やクリークなど既存施設の有効活用や 雨水調節池の整備による流出抑制対策を実施。



### 河川における対策

#### 雨水ポンプ場の設置

① 石塚雨水ポンプ場

- ・石塚雨水ポンプ場の設置 (H29.6)
- ・ $Q=4\text{m}^3/\text{s}$

② 尼寺雨水ポンプ場

- ・尼寺雨水ポンプ場の設置 (工事中)
- ・(R5.6運用開始予定)
- ・ $Q=3\text{m}^3/\text{s}$  (計画  $6\text{m}^3/\text{s}$ )

#### 雨水調節池の設置による流出抑制

③ 尼寺調整池

尼寺調整池の整備  
 $V=33,000\text{m}^3$

- ・尼寺調整池と城東川調整池とを合わせて約  $52,000\text{m}^3$ の流域内貯留

④ 城東川調整池

- ・城東川調整池の整備 (設計中)
- ・ $V=18,600\text{m}^3$

### 流域における対策

#### 既存施設(お濠)を活用した流出抑制

⑤ 佐賀城跡お濠

- ・佐賀城跡のお濠を調整池として活用するため、河川との合流点に水位調整用のゲートを設置
- ・西南濠合わせ、最大 $34,000\text{m}^2$ の貯留が可能

佐賀城跡お濠

通水路

貯留時

ゲート

#### 市民による河川清掃活動

- ・市民による河川清掃活動を年2回実施
- ・毎年延べ9万人が参加

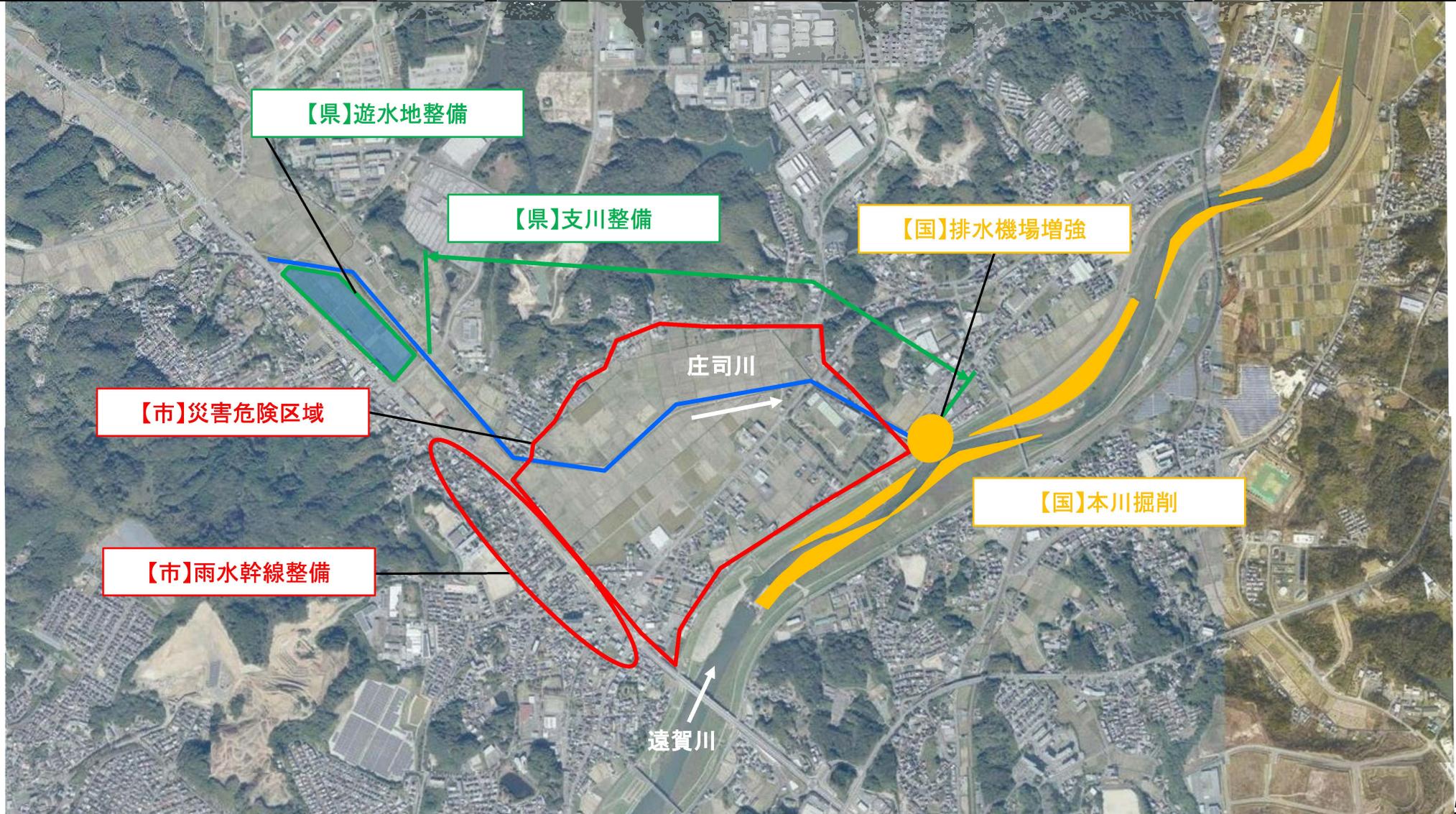
浚渫土

- ・排水機能の維持・向上を実現



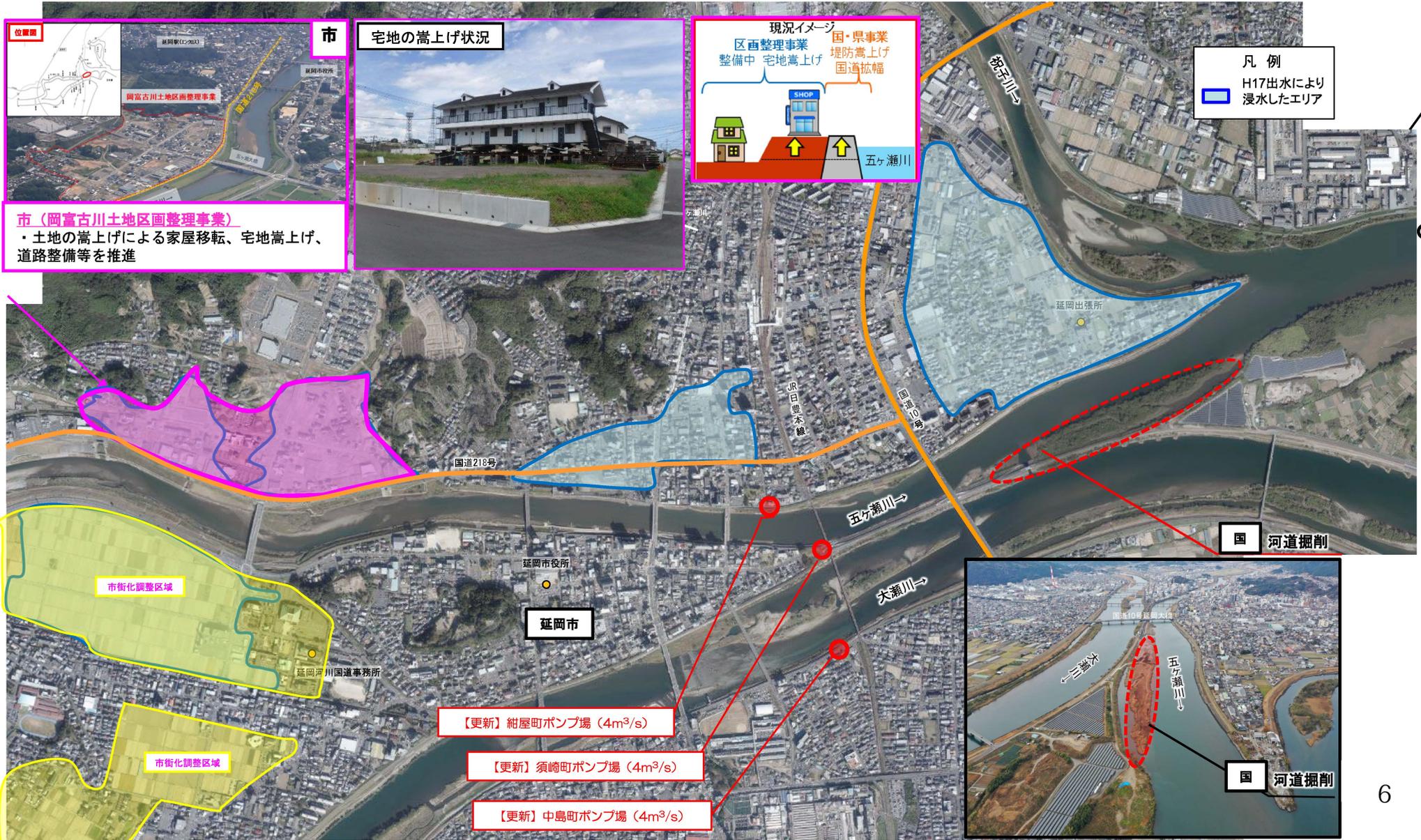
## ①流域治水の先行事例 【遠賀川(福岡県飯塚市)】

- 平成30年出水を踏まえ、本川管理者(国)、支川管理者(福岡県)、地元自治体(飯塚市)が令和2年3月に総合内水計画を策定
- 飯塚市は、災害危険区域の設定により土地利用規制を実施(R5末目標)
- 福岡県は、支川庄司川及び遊水池の整備を実施。
- 国は、役割分担のもと、本川掘削と併せて排水機場の増設することで関係者の取組とともに内水被害軽減を行う



# ①流域治水の先行事例【五ヶ瀬川(宮崎県延岡市)】

- 延岡市では、これまでの五ヶ瀬川の外水氾濫、内水氾濫を踏まえ、水害に強いまちづくりに取り組んでいる。
- 浸水被害が顕著で農地など雨水貯留が可能な地域については、都市計画法に基づき、市街化調整区域に設定し、新たな宅地開発を制限。
- 一方で、開発する地域についても、土地区画整理事業により土地等の嵩上げを行った上でのまちづくりを進めている。
- このような延岡市の流域対策にあわせて、五ヶ瀬川本川の河道掘削を実施することで、さらなる水害に強いまちづくりを実現。



## ②モデル河川(地区)における検討

### 趣旨

- 治水の方向性は、間違いなく「流域治水」。流域治水はあらゆる関係者で実施していくもの。
- モデル河川(地区)で議論することで、あらゆる関係者(まずは国・県・市町村)が流域治水を自分ごととして、流域治水を実践するために必要なもの(制度など)、課題を抽出していく

### 進め方(案)

- ① 地域からのニーズ、地形状況等を踏まえ、国・県・市町村それぞれが流域治水を進めたい河川(地区)をピックアップ
- ② ピックアップされた河川(地区)からモデル河川(地区)をみんなで決める
- ③ 具体的な対策等を検討
  - ・現在、各機関が実施している対策(ハード、ソフト、流域対策)とスケジュール感を共有
  - ・目標の共有
  - ・**目標達成に向けて、考えられる流域治水メニューの検討**
    - メニューを決める際に、特定都市河川を活用した方が良い場合は、活用も視野
  - ・実施主体者の決定

## 特定都市河川の紹介

## 流域治水を進めるための有効なツールである特定都市河川

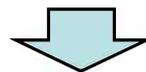
- 流域治水を進めていくためには、法的バックアップ、財政支援が不可欠
- 法的バックアップや財政支援の新規施策のほとんどが「特定都市河川」指定した場合のもの
- 流域治水を実践していくためには、必須ではないが、ある程度「特定都市河川」指定は視野に入れておいた方がベター →流域治水を進めるためのツールと思ってください



「特定都市河川の概要」と「受けられる法的バックアップと財政的支援(新規施策)」を紹介

## 特定都市河川の指定

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正(令和3年11月施行)



指定により、土地開発に対する流出抑制の義務化や  
水害に強いまちづくりに向け、税制優遇や補助率嵩上げ等の財政的支援が可能

# 特定都市河川の指定でできるようになること

- ① 流域開発による雨水流出量を今以上に増やさない
- ② 雨水の貯留・浸透対策の進捗により、雨水の流出量を減らす
- ③ 貯留機能があるエリアを今後も保全する
- ④ 浸水エリアに土地利用規制を適用するなど、危険なエリアには住ませない・安全な場所に移転する等の対策を講じる
- ⑤ 河川事業の加速化



# 特定都市河川指定で可能になること（1）

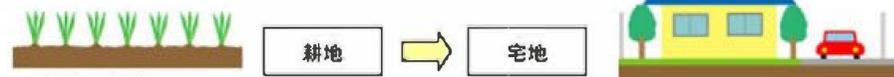
## ① 流域開発による雨水の流出量を増やさない（河川への雨水の流出増加の抑制）

○ 公共、民間問わず、**開発等によって雨水流出が増加し、流域の治水安全度が現状よりも低下しないよう、法律による措置を講じることが可能になる**

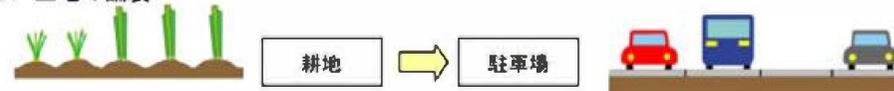
☑ 一定規模以上（1,000m<sup>2</sup>以上）の開発等により流出量が増える分について、貯留・浸透させる対策を義務づけ

＜許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例＞

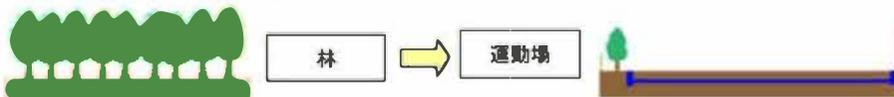
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



### 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

「宅地等」以外の土地  
(流出係数 小)

【山地】 【林地】  
【耕地】 【原野(草地)】  
【締め固められていない土地】

雨水浸透阻害行為

「宅地等」に含まれる土地  
(流出係数 大)

【宅地】 【道路】  
【池沼】 【水路】 【ため池】  
【鉄道線路】 【飛行場】



- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変  
3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置  
4) ローラー等により土地を締め固める行為

＜対策工事の事例：建物の地下に雨水貯留施設を設置＞



# (参考)雨水貯留浸透施設の整備に係る支援制度

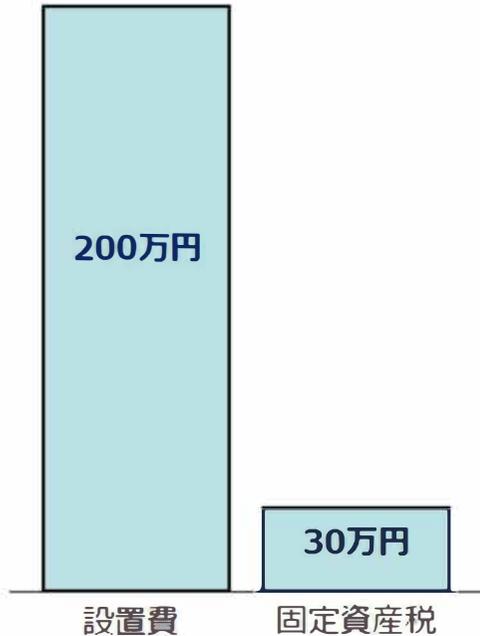
## 【特定都市河川指定が前提条件のもの】

- 特定都市河川指定流域において、一定規模以上の雨水貯留浸透施設整備について、国費による補助が可能【補助率1/2、固定資産税減免措置あり(最大1/6)】

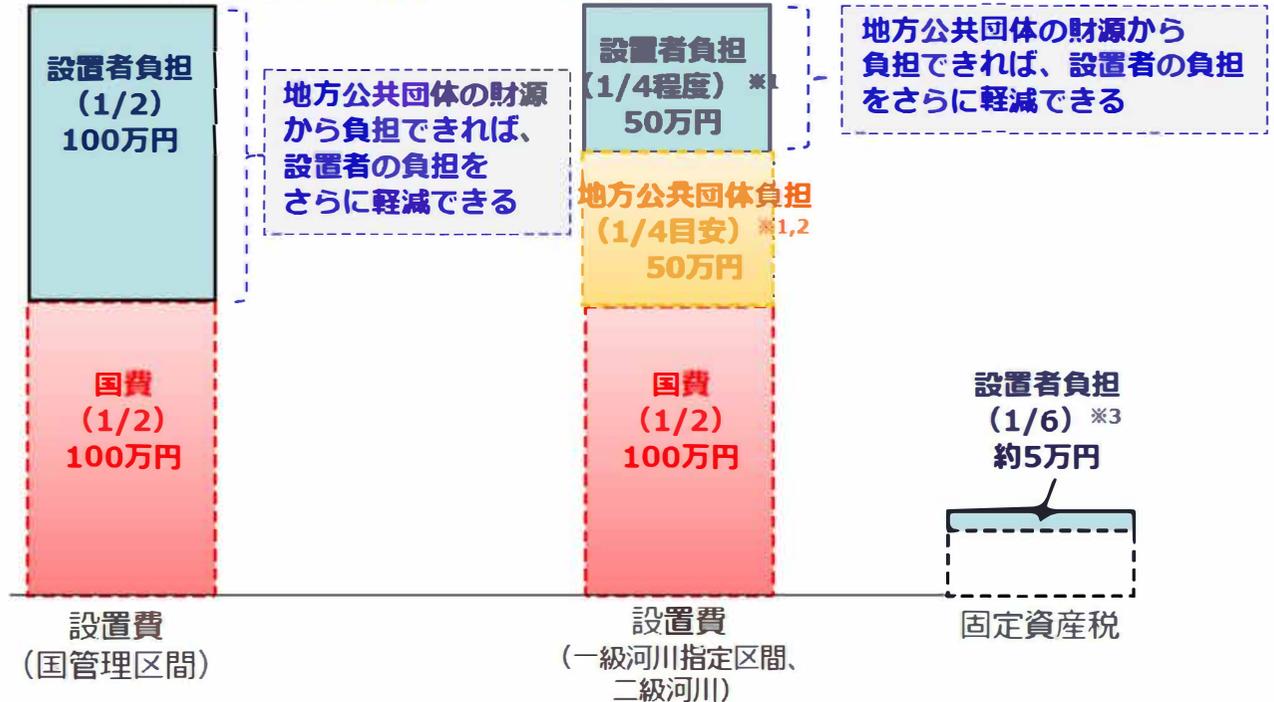
※支援の適用に当たっては施設の規模等の要件があります  
 ※1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為に係る対策工事は対象外



**[ 支援無 ]**  
 負担総額 230万円



**[ 特定都市河川流域での支援 ]**  
 負担総額約55万円～105万円程度



注) 試算上の金額は全て仮の金額です

※1 一級河川の指定区間又は二級河川の区間に設置される場合の国の補助は1/4を目安に都道府県等が負担する場合に限るものであり、この場合、**設置者負担は1/4程度**となります  
 ※2 都道府県等の負担分は、**負担額の5割**について特別交付税措置を講じることとしています  
 ※3 市町村条例において1/6の課税標準とした場合(参酌標準:1/3)としています

# 特定都市河川指定で可能になること (2)

## ② 貯留・浸透対策により流出量を減らす (貯留・浸透機能の向上)

○ **公共に加え、民間企業等**が雨水貯留浸透施設の整備を進めてもらえるよう、**財政的な支援等が可能**になる(既設調整池、池沼・ため池等を改良含む)

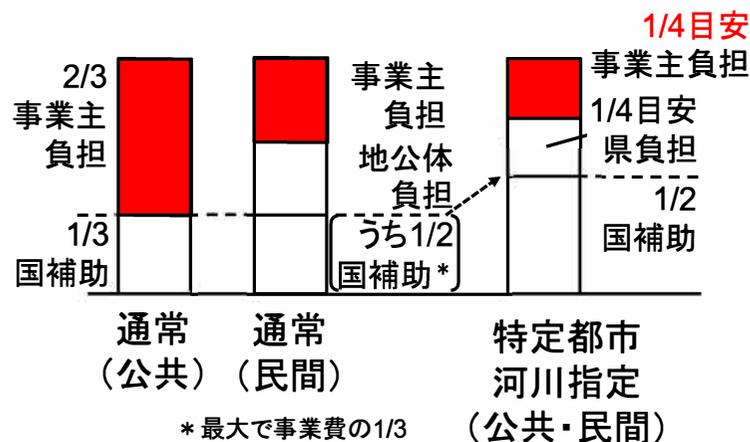
☑ 補助率の嵩上げ: 公共・民間整備でも1/3→1/2※

※県管理区間の流域内(指定区間内の一級、二級河川)は1/4を目安に県が負担する(整備主体は1/4程度負担で済む)  
 なお、その場合の民間整備に対する地方負担額の5割に特別交付税措置が講じられる

☑ 固定資産税の2/3減免

### 【補助率嵩上げのイメージ】

(県管理区間の流域内の場合)



### (雨水貯留浸透施設の例)



## 特定都市河川指定で可能になること（3）

### ③ 貯留機能があるエリアを保全する（貯留機能保全区域の指定）

- 河川沿いの低地など、その**土地が持つ貯留機能**について、土地所有者に同意の上で、**財政的支援とともに**、知事が市町村長の意見を聞き、貯留機能保全区域に指定することで、**将来にわたって保全を図ることが可能**
- ☑ 盛土等は知事に事前届出、助言・勧告制
- ☑ 宅地建物取引業法による重要事項説明の対象となり、土地取引前に高頻度に浸水し、貯留機能の保全が求められていることの周知も可能
- ☑ 固定資産税と都市計画税の1 / 4 減免



洪水等を貯留する機能を有する土地の例

## 特定都市河川指定で可能になること（４）

### ④ 危険なエリアには居住を避ける・住む場合にも命を守る・移転を促す（浸水被害防止区域の指定）

- 浸水被害防止区域（災害レッドゾーンの1つ）に指定することで、都市計画法による規制等と相まって当該区域への居住等を避けるとともに、新たに居住する場合にも、建物の床面高さや構造の安全性を事前に確認することで居住者の命を守る。
  - 既存住宅については、**財政的支援により安全な土地への移転が可能になる。**
- ☑ 災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止（自己居住用の住宅を除く）、居住誘導区域から原則除外
  - ☑ 新たに居住する場合の事前確認
    - ・住宅や要配慮者施設の開発・建築の事前許可制（居室の高さが基準水位以上、流水に対して安全な構造）
    - ・宅地建物取引業法による重要事項説明の対象となり、土地取引前に高頻度の浸水リスクがあることの周知も可能
  - ☑ 既存住宅の移転の財政的支援
    - ・住宅の移転等の費用の94%が国負担（地財措置含む）

#### 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



#### 被災前に安全な土地への移転を推進（防災集団移転促進事業※等）



※住宅団地整備・住居の移転等の費用の約94%が国負担（地財措置含む）

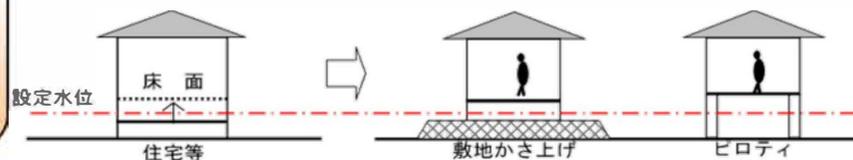
被災前に浸水被害防止区域から安全な土地への移転が可能となる



# (参考) 災害危険区域等建築物防災改修等事業

災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域(建築禁止エリアは除く)に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。

＜災害危険区域内における建築制限のイメージ＞



## 住宅

### 計画策定

地方公共団体実施：国 1 / 2

### 基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3  
地方公共団体実施 1 / 2

## 通常支援

### 改修、建替え

#### ■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1) **(R4拡充)**

#### ■ 交付率

**浸水被害防止区域内の許可基準に適合しない既存住宅**

国と地方で 2 3 %

#### ■ 補助限度額

280万円/棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費(増工分)を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

### 事業期間

令和3年度～令和7年度

ただし、令和8年度以降の区域指定であっても、令和7年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

## 重点支援

### 改修、建替え

#### ■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1)

#### ■ 交付額

国と地方で 100万円/棟

#### ■ 補助限度額

改修工事費の8割

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費(増工分)を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

#### ■ 対象となる災害危険区域の要件

○令和3年度以降の新規指定区域

○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等\*を定めている地方公共団体の既存区域  
※土地利用等に関する対策を記載するもの

## 建築物

### 計画策定

地方公共団体実施：1 / 3

### 基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3  
地方公共団体実施：国 1 / 3

### 改修、建替え

#### ■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等(集合住宅の共同利用施設を含む)(注1) **(R4拡充)**

#### ■ 交付率

**浸水被害防止区域内の許可基準に適合しない社会福祉施設等**

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3
一時集合場所等	民間実施：国と地方で 2 3 %

#### ■ 補助限度額

280万円/棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費(増工分)を限度とする  
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

(注1)災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

(注2)本事業は、浸水による被害の防止又は軽減の観点から建築物の敷地、構造等に関する制限を定める地区計画等に基づく条例も補助対象とする。

(R4見直し)

対象区域における避難に関する取組が計画等に定められていることを補助条件とする

# 特定都市河川指定で可能になること (5) 治水対策の加速化

## ①河川管理者が実施する対策(例)

河川改修(堤防、河道掘削など)、遊水地、雨水貯留浸透施設、内水対策など

令和4年度より

予算の重点化により整備の加速

## ②県・市町が実施する対策(例)

公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

- 補助率の嵩上げ(1/3→1/2)、
- 固定資産税の2/3免税

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の水災害リスクを踏まえたまちづくり、住まいづくりの推進

令和4年度より

- 住宅の移転等の費用の94%が国負担(地財措置含む)(浸水被害防止区域)
- 固定資産税と都市計画税の1/4減免(貯留機能保全区域)



- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

## 特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業) の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



個別補助事業  
への移行

特定都市河川浸水被害対策推進事業

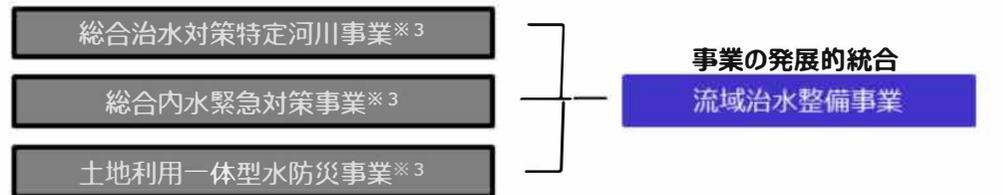
	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3 (通常) ⇒ 1/2 (個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

## 流域治水整備事業 (国直轄事業) の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4：雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)  
実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2  
その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税  
(課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)



## 指定までの流れ

# 特定都市河川の手続きの流れ

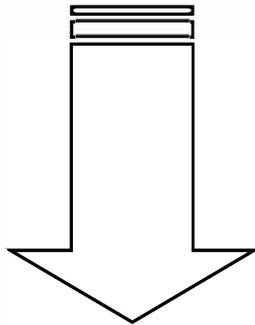
## 第一段階：●●川流域を特定都市河川に指定

### 【指定後に実施すべきこと】

- ①雨水浸透阻害行為の許可(県)
- ②基準降雨の公示(県)
- ③保全調整池の指定(県)



流域治水の一つの柱である氾濫を出来るだけ防ぐ施策の一つとして、「**現状以上に河川への雨水の流出を増やさない**」等を進めることが可能



国、県、市町村で  
市町域ごとの具体的な流域治水メニューの協議を実施

## 第二段階：●●川流域水害対策計画の策定

≒河川整備計画・総合内水計画

### 【計画に定める主な事項】

- (1)計画期間
- (2)目標降雨
- (3)河川整備に関する事項
- (4)河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備
- (5)市町が行う雨水貯留、地下浸透に関する事項
- (6)土地利用に関する事項
- (7)貯留機能保全区域または浸水防止区域の指定の方針
- (8)浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置



流域治水メニューに対して、  
財政的支援が可能となったり、区域の指定が可能となる

# 第一段階：特定都市河川に指定

【指定後に実施すべきこと】

- ①雨水浸透阻害行為の許可(県)    ②基準降雨の公示(県)    ③保全調整池の指定(県)

選択肢 「1. 流域全体を指定」、「2. 支川●●川を指定」

## 1. 流域全体を指定

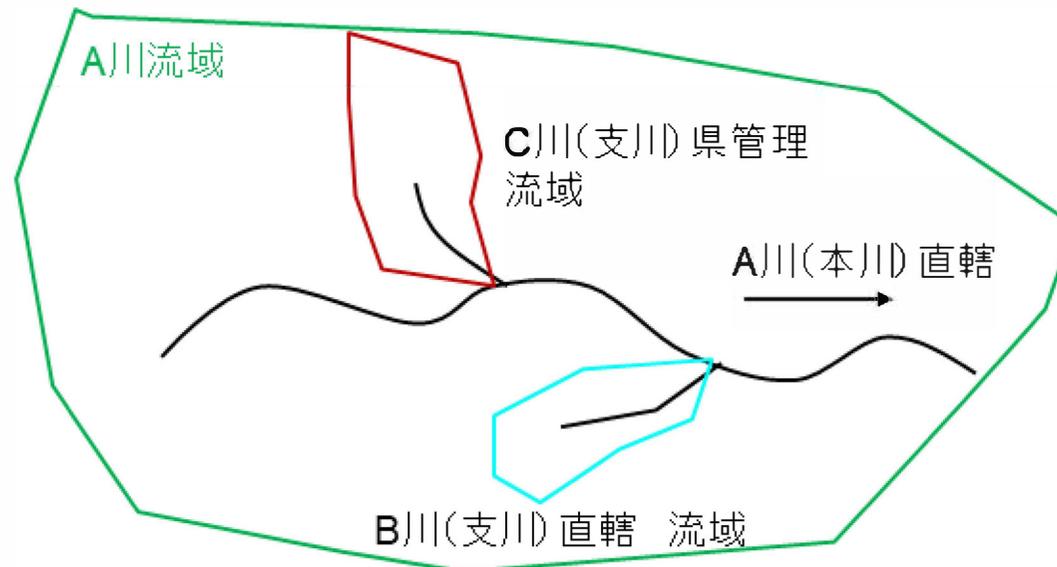
上記実施すべきことが、流域内全てが該当（関係者：国・県・流域全市町村）

## 2. 支川を指定

上記実施すべきことが、支川流域が該当

※直轄支川の場合→関係者：国・県・支川流域市町村

※県管理支川の場合→関係者：県・支川流域市町村



# 第一段階：雨水浸透阻害行為の許可

○ 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m<sup>2</sup>※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要

※都道府県知事等の条例で500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満の範囲内で別に定めることができる

許可権者

○都道府県知事、政令指定都市及び中核市の長

※都道府県の条例により、権限に属する事務を市町村にも権限の移譲を行うことも可能

※許可までの大まかな流れ

①開発者が開発申請の際に特定都市河川流域内かを確認

②開発者が雨水貯留浸透施設の規模を検討

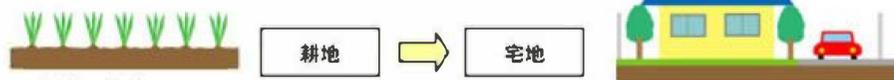
※調整地容量計算システム(Excel)が公表されている

[http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/kasen/chouseichi/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html)

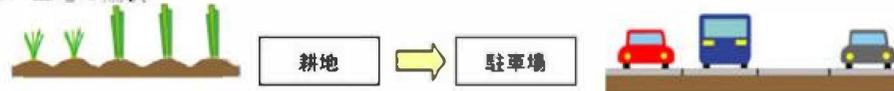
③開発者が許可権者に申請・許可

<許可を必要とする雨水浸透阻害行為の例>

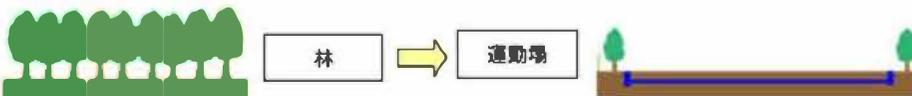
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



## ②基準降雨の公示(県)

- ・施設検討にあたっては、基準降雨の設定が必要
- ・降雨強度は1/10降雨で24h中央集中型波形とする

# 第一段階：保全調整池の指定

○一定規模(100m<sup>3</sup>※)以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。 ※都道府県等の条例で引き下げ可能

許可権者

○都道府県知事等(政令指定市まで)

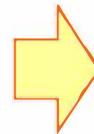
## ○ 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。

埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務



従前の防災調整池



埋め立て後の状況

\* 雨水浸透阻害行為と同様に標識を設置する

## ○ 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して**管理できる**。

# 特定都市河川の手続きの流れ

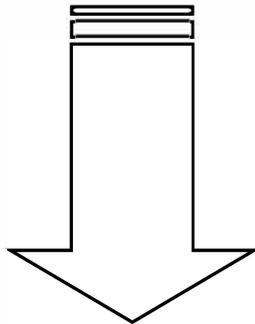
## 第一段階：●●川流域を特定都市河川に指定

### 【指定後に実施すべきこと】

- ①雨水浸透阻害行為の許可(県)
- ②基準降雨の公示(県)
- ③保全調整池の指定(県)



流域治水の一つの柱である氾濫を出来るだけ防ぐ施策の一つとして、「**現状以上に河川への雨水の流出を増やさない**」等を進めることが可能



国、県、市町村で  
市町域ごとの具体的な流域治水メニューの協議を実施

## 第二段階：●●川流域水害対策計画の策定

≒河川整備計画・総合内水計画

### 【計画に定める主な事項】

- (1)計画期間
- (2)目標降雨
- (3)河川整備に関する事項
- (4)河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備
- (5)市町が行う雨水貯留、地下浸透に関する事項
- (6)土地利用に関する事項
- (7)貯留機能保全区域または浸水防止区域の指定の方針
- (8)浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置



流域治水メニューに対して、  
財政的支援が可能となったり、区域の指定が可能となる

## 第二段階：流域水害対策計画

- 特定都市河川流域において、流域治水を推進するために、河川管理者、県知事、市町村長が協働で流域水害対策計画を策定
- 計画策定にあたっては、計画の効果的な実施・運用にあたるため、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」を設置

### ■ 計画に定める事項

- (1) 計画期間
- (2) 基本方針
- (3) 目標降雨
- (4) (都市)浸水想定
- (5) 河川整備に関する事項
- (6) 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備
- (7) 市町等が行う雨水貯留、地下浸透に関する事項
- (8) 貯留機能保全区域または浸水防止区域の指定の方針
- (9) 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置  
:ハザードマップ作成、防災教育等のソフト対策

### ■ 計画策定までの流れ ≡ 河川整備計画

- ① 計画案の策定(流域水害対策協議会でとりまとめ)
- ② 関係部局協議
- ③ 学識者への意見聴取
- ④ 住民意見の反映のための措置
- ⑤ 計画の公表

### 【流域水害対策協議会】

(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体 (国・県・市町)
- ・学識経験者そのたの計画策定主体が必要と認める者

(協議内容)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

### 【流域水害対策協議会のイメージ】



# 流域水害対策計画の主な内容

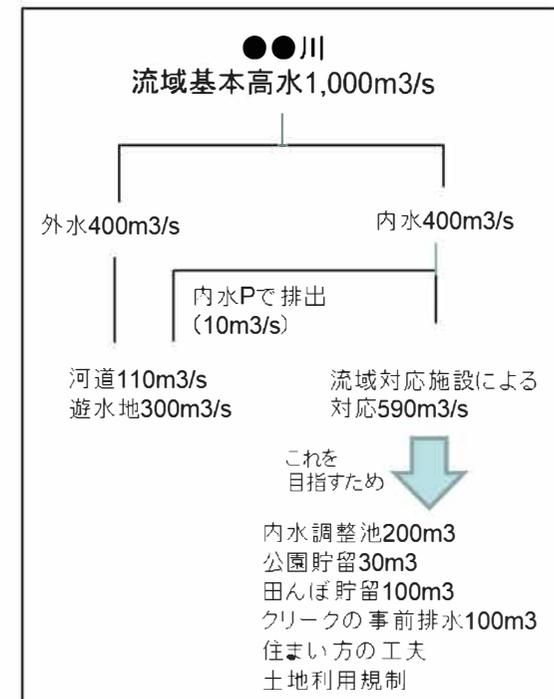
## (1) 計画期間

○目標期間は、目標となる降雨規模との関係に留意しつつ定めるものとし、およそ計画策定時から**20~30年程度を1つの目安**

## (3) 目標降雨

○当該流域における河川、下水道の既存計画の計画降雨、現状の整備水準などを踏まえ、目標期間内における対策施設の実現可能性にも配慮して定める

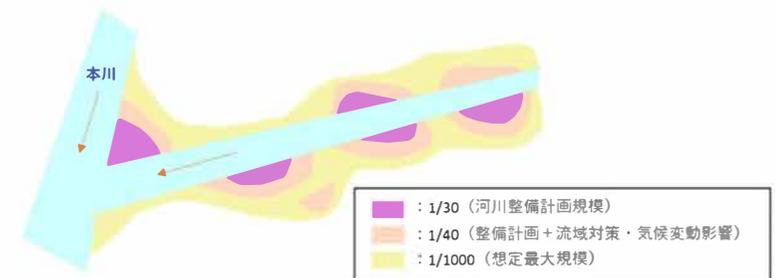
※なお目標は、外力(1/10、1/30、実績洪水など)と目標点(ドライ、床上解消、浸水面積〇%解消など)がある



## (4) (都市) 浸水想定

○流域の水害リスクを適切に把握するため、内外水一体の計算モデルの使用や内水浸水・外水浸水をそれぞれ解析し、重ね合わせることで、河川の氾濫だけでなく、内水も併せて示す。

○現況の浸水想定(リスクマップ等)を示すことで、当該河川の治水上の問題点を洗い出す



# (参考) 地方公共団体が管理する河川等に対する支援(地方債の活用事例)

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」および「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

## 防災・減災に資する河川改修等

### 緊急自然災害防止事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 国庫補助の要件を満たさない河川改修等
  - ・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
  - ・総事業費4億円未満の準用河川の改修
  - ・普通河川の改修
- 流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策
  - ・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造
  - ・移動式排水施設の整備



普通河川における活用事例



移動式排水施設の整備

## 計画的な維持管理のための浚渫

### 緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和6年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



二級河川における活用事例



準用河川における活用事例

## 河川管理施設の老朽化対策

### 公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】

- 地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの
  - 排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
  - 樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修・更新
  - 護岸・堤防の改修
  - ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)の改修・更新



フラップゲートにおける活用事例

令和4年12月14日  
水管理・国土保全局河川環境課  
国土技術政策総合研究所河川研究部

## 河川氾濫による浸水の頻度を見える化（国管理河川）

～水害リスクマップ（浸水頻度図）のポータルサイトを開設～

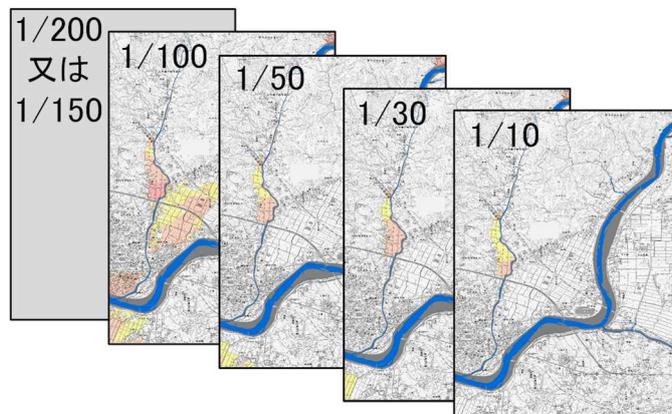
国土交通省では、これまで、住民の避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる洪水浸水想定区域図（想定最大規模の洪水を対象）を作成・公表してきました。これに加え、今般、防災まちづくりや企業立地の参考となることを目的として、「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を作成し、ポータルサイトを開設しました。

水害リスクマップ（浸水頻度図）は、多段階の浸水想定図（発生頻度は小さいものの浸水範囲が広い大規模な洪水や、浸水範囲は狭いものの発生頻度が高い小規模な洪水など、様々な規模の洪水の浸水想定図）を重ね合わせたものであり、今回開設するポータルサイトでは、全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめて確認することができます。

今後、水害リスクを踏まえた、まちづくりや企業の立地選択等での更なる活用促進に向け、流域治水協議会等を通じて情報共有を図り、議論を深めてまいります。

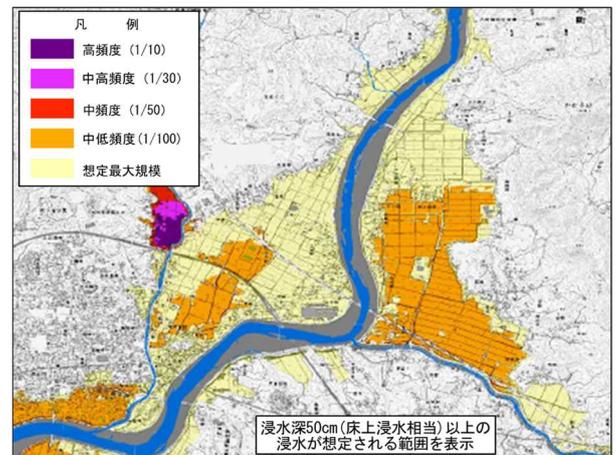
※[https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki\\_pro/risk\\_map.html](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html)

### 多段階の浸水想定図



- 高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率 1/10、1/30、1/50、1/100、1/150 又は 1/200）に作成した浸水想定図。
- 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

### 水害リスクマップ（浸水頻度図）



- 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（0.0m 以上、0.5m 以上（床上浸水以上）、3.0m 以上（1階軒下浸水以上））に重ね合わせて作成した図面。
- 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

※一定の条件下でのシミュレーション結果であり、雨の降り方や内水も含めた浸水形態によっては実際の浸水状況と異なる場合があります

### 【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室 水防企画官 白波瀬<sup>しらはせ</sup>、係長 岡安  
TEL：03-5253-8111（内線 35453、35456）直通：03-5253-8460 FAX：03-5253-1603  
国土技術政策総合研究所 河川研究部 水害研究室 主任研究官 武内、研究官 山本  
TEL：029-864-2211（内線 3582、3583）、直通：029-864-7627 FAX：029-864-2688

流域治水施策集をまとめました ～「流域治水」の実践に向けて、流域の関係者に共有・活用します～

近年、毎年のように全国各地で大雨による被害が生じていますが、これまで取り組んできた堤防整備や河道掘削、ダム建設・再生等の河川整備は着実に効果が発現してきており、流域の自治体等において設置された雨水貯留施設等により一定量の雨水が河川へ流入することを防いだ事例も報告されています。

国土交通省では、今後の気候変動による水災害リスクの更なる増大が予測されている中で、水害の激甚化・頻発化に対応するための「流域治水」の取組について、関係者の協働を促すための「流域治水施策集」を作成しました。

本施策集では、実施主体別の施策の目的・役割分担・支援制度・推進のポイント等が整理されており、「流域治水協議会」の事務局を通じて関係者へ共有し、各々の関係者による施策の具体化・実践に役立ていただきます。

「流域治水施策集」の特徴

- ① 施策の実施主体別の目的・役割分担等がわかるよう一覧で整理
② 流域治水の実践において参考となるよう、各施策の概要・推進上のポイント等を取りまとめ

Table with 7 columns: 目的, 施策, 実施主体, 根拠法令等, 法定計画等, 流域治水の役割分担, 予算・税制. It lists various flood prevention measures like river channel maintenance, dam safety, and rainwater storage.

流域治水施策の実施主体別の目的・役割分担等の一覧化(目次)

Infographic titled '#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤' showing diagrams and text about river channel maintenance and flood prevention measures.

各施策の説明ページの例

流域治水施策集 URL

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet/jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html

【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 萩原 健介 (内線：35-542)
企画調整係長 永田 佳之 (内線：35-543)
代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8452、FAX 03-5253-1604